

平成28年度

第2回大分県教育委員会 議事録

日 時 平成28年4月19日(火)
開会13時35分 閉会15時16分

場 所 教育委員室

平成 2 8 年度 第 2 回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

第 1 号議案 教職員の懲戒処分について

第 2 号議案 平成 2 8 年度大分県教科用図書選定審議会委員の任命について

(2) 報 告

平成 2 8 年 4 月 1 6 日発生地震に伴う災害情報について

平成 2 7 年度いじめ解決支援チームの実績報告について

大分県いじめ防止基本方針の一部改正について

平成 2 8 年度県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考結果について

平成 2 7 年度県立特別支援学校高等部卒業者の一般就労率について

平成 2 8 年度県立高等学校入学者選抜結果について

県立高等学校における個人情報の流出について

(3) 協 議

平成 2 9 年度（平成 2 8 年度実施）教員採用試験実施要項（案）について

平成 2 9 年度（平成 2 8 年度実施）民間人校長採用選考（案）について

大分県社会教育委員の委嘱について

(4) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	教育長	工 藤 利 明
	委員	林 浩 昭
	委員	岩 崎 哲 朗
	委員	松 田 順 子
	委員	首 藤 照 美
	委員	高 橋 幹 雄

欠席委員なし

事務局	教育次長	宮 迫 敏 郎
	教育次長	岩 武 茂 代
	教育次長	木 津 博 文
	参事監兼教育財務課長	森 崎 純 次
	教育改革・企画課長	能 見 駿一郎
	教育人事課長	藤 本 哲 弘
	福利課長	中 村 均 子
	義務教育課長	米 持 武 彦
	生徒指導推進室長	樋 口 哲 司
	特別支援教育課長	後 藤 みゆき
	高校教育課長	姫 野 秀 樹
	社会教育課長	曾根崎 靖
	人権・同和教育課長	甲 斐 順 治
	文化課長	佐 藤 晃 洋
	体育保健課長	井 上 倫 明
	屋内スポーツ施設建設推進室長	山 上 啓 輔
	教育改革・企画課主幹	伊 藤 功 二
	教育改革・企画課主査	石 丸 一 輝

2 傍聴人

6 名

開会・点呼

(工藤教育長)

それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

ただいまから平成28年度 第2回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(工藤教育長)

本日の議事録の署名委員でございますが、林職務代理者をお願いしたいと思います。

会期の決定

(工藤教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。
会議の終了は15時15分を予定しています。
よろしく申し上げます。

議 事

(工藤教育長)

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

第1号議案、第2号議案及び協議の 、 、 については、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは、第1号議案、第2号議案及び協議の 、 、 については、非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行います。

【報 告】

平成28年4月16日発生地震に伴う災害情報について

(工藤教育長)

それでは、報告第1号「平成28年4月16日発生地震に伴う災害情報について」能見教育改革・企画課長から報告いたします。

(能見教育改革・企画課長)

報告第1号「平成28年4月16日発生地震に伴う災害情報について」報告いたします。

まず、資料1ページをご覧ください。4ページにかけまして県の災害対策本部が取りまとめた昨日15時半現在の情報になります。「1(1)」にあります地震の概要ですけれども、4月16日1時25分に熊本県熊本地方を震源地とするマグニチュード7.3の地震が発生しまして、県内では別府市と由布市において最大震度6弱を観測しております。また、4月16日7時11分にも地震が発生いたしまして、大分県中部を震源地とするマグニチュード5.3の地震により、県内では由布市において最大震度5弱を観測しております。また、昨日20時42分に熊本県阿蘇地方を震源地とするマグニチュード5.8の地震が発生しまして、県内では竹田市において最大震度5強を観測したところでございます。

「4.県内被害状況」でございしますが、人的被害としては総数24人、「(2)建物被害」としまして総数31棟、ほか由布市で一部損壊多数ということで、昨日から調査が開始されております。

次のページ「(3)道路被害」としては総数186件とされております。それから「(6)その他」の被害として学校施設等の被害情報等ありますけれども、ここにつきましては5ページ以降、教育委員会で取りまとめております情報に基づきまして、ご説明させていただきます。5ページから7ページになりますが、こちらは本日9時半現在で取りまとめ

た情報になります。「１．児童生徒等の人的被害」について、学校管理下における人的被害については確認されておられません。「２．被害状況」ではありますが、学校施設については、いずれも一部損壊でありますけれども、計４６件の被害が確認されております。その中には由布市立阿南小学校で比較的大きな被害が確認されております。「(２)社会教育施設等」でありますけれども、県管理、市町村管理併せて２０件の被害が確認されておまして、県管理の施設としては県立図書館においてガラスの破損、金属部品の落下といった被害が確認されているところです。

「(３)文化財」ですけれども、国指定文化財の一部損壊が８件、国登録文化財が４件、県指定文化財に一部損壊が１３件の計２５件が確認されております。国指定文化財におきましては、重要文化財の「旧日野医院」ですとか国指定史跡の「岡城跡」でも石垣のたわみ、ズレといった被害が確認されております。また、県指定文化財では、先般指定されたところであります「永山城跡」の石垣の一部崩落といった被害が確認されております。

「３．学校・施設の休校等」でございますが、昨日１８日月曜日はご覧のような内訳で臨時休校が３６校、本日は臨時休校３２校となっております。公立の幼・小・中学校については、昨日が由布市と九重町、本日が九重町と竹田市でございます。

それから６ページの「(施設)」とある部分ですけれども、県立図書館で今回の地震発生を受けて一部不具合が生じていることから、今週末から日曜まで臨時休館としているところです。「４．教育施設等の利用」につきましても、各施設における利用につきまして中止又は延期にしたところを掲載しております。

最後に７ページ目の「６．その他」ですが、本日は全国学力・学習状況調査が実施されておりますけれども、由布市、九重町、竹田市におきまして小学校が計２２校、中学校８校で本日の実施を見送っているところです。

引き続き災害対策本部の対応を継続しております。教育委員会としても警戒を緩めることなく対応してまいります。

以上でございます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(岩崎委員)

人的被害がなく、よかったと思います。今回の地震は、今後も余震が想定され、授業中に地震が発生するということもあり得ます。学校施設に危険箇所があるかどうかについて、専門家等の調査はどのように行わ

れているのか、危険箇所の調査の対応ができているのかどうかについてお聞きしたいと思います。

(森崎参事監兼教育財務課長)

現在、それぞれの学校で昨日から専門家や修理業者が入って、見積を取っている段階です。20万円未満のものについては各学校の判断で修理できますので、すぐに修理することになると思います。20万円を超えたものについては、当課に一度報告があがってきて、設計をして(委託に)出すという流れになります。被害規模が大きくて80万円を超えますと、国庫補助の対象になりますので国に申請する形になります。実際、昨日の段階で現場に入ってみますとクラックやエキスパンションなど、棟と棟の間でかなり痛んでいるところが多く、現在、被害状況を見ているところです。

(岩崎委員)

修理費用についての説明がありましたが、教育委員会の立場からすると、児童生徒に被害が発生しないようにするという安全配慮義務の問題があります。危険箇所には児童生徒が近寄らないようにする指導をきちんとしていただきたいと思います。なお、児童生徒が通常のルートで通学をする場合の通学路の安全性についてもある程度学校側がチェックした方がいいのではないかという気がします。ちょっと考えを広げすぎかなという気もしますが、その点についてはいかがですか。

(工藤教育長)

なかなかそこまで目が行き届くかどうか難しいところがありますが、公共交通機関も一応安全性が確保されれば動きます。小中学校の通学路についてはかなりチェックしていると思いますが、高校となるといろいろな通学ルートがあるので、公共のバスが通れる場所は安全という前提で動かざるを得ないという気がします。各学校において、特に登下校時の注意喚起を改めてしてもらうのが一番いいと思いますが、なかなか難しく、また大事なところだと思います。しばらくはどうなるかわかりませんが、かなり緊張感を持って対応してもらっていると思います。

(岩崎委員)

なかなか予測するのは難しいのですが、学校側、教育委員会側としては、少なくとも想定される危険については避けるようにする義務があると思います。建物等で、次に地震が発生すれば倒れることが予見ができる場合には児童生徒を近づけさせないといった配慮が必要です。その点については注意していただきたいと思います。

(森崎参事監兼教育財務課長)

耐震工事については、県立高校では既に完了しています。小中学校についても繰り越した分が少しありますが、基本的には27年度までに終えるようになっていきます。

(工藤教育長)

大事な視点なのでもう一度しっかり徹底しておきたいと思います。

(松田委員)

5ページからの「学校施設の休校等」の中に県立高校の部活動を見合わせたと読み取れる部分がありますが、それはよかったと思っています。高校の方には通知できていたようですが、中学校の部活動はどうだったのでしょうか。

(井上体育保健課長)

部活動という観点よりも競技団体主催の大会、中体連主催の大会等の中止要請を行いました。

(米持義務教育課長)

土曜日の午前中に体育保健課と協議をして、市町村をまたぐ練習試合等の情報を聞いたので、教育事務所を通じて市町村教育委員会に対して土日の部活動、遠征等を自粛するようという要請をしました。

(高橋委員)

今現在、学校施設で避難所はどれくらいできているのでしょうか。また、ニュースによれば熊本の避難所ではノロウイルスが発生したそうですが、学校の施設内で感染症が出た場合に消毒等の対応はできているのでしょうか。

(森崎参事監兼教育財務課長)

7ページに学校等の避難所開設について記載されていますが、県立学校では別府羽室台高校、日田林工高校、別府鶴見丘高校に開設されています。いずれも日曜日に閉鎖されていると聞いています。

(高橋委員)

湯布院の小学校に避難者がいると聞いていますが、そこはどうなっていますか。

(工藤教育長)

小中学校については、市町村と市町村教育委員会との間で調整をして

いますので、県教育委員会が関与しているわけではありません。

(高橋委員)

学校施設を使う以上は、感染症が広がらないように衛生管理をしっかりしていただきたいと思います。

(林職務代理者)

学校の耐震化はほぼ終わっているとの説明がありましたが、今回かなり強い揺れがあったので、(耐震について)もう一回、一から見直さなくていいのかと思いますが、いかがでしょうか。強い揺れで留め金はずれたりするようなことが考えられますので、今までの耐震化を根本的に見直すような状況にあるのではないのでしょうか。

(森崎参事監兼教育財務課長)

各施設の被害の写真を全部見ましたが、大きな被害はありません。大体20万円までいかないようなものがほとんどだったと思います。中でも校舎と校舎の間の渡り廊下のひび割れなどの被害が多かったというのが私の印象です。そこは今後注意していかなければいけないと思います。

(林職務代理者)

短期的には各学校で修理をするのでしようが、落ち着いたら最新の耐震工事も含めて専門家の意見を聞いた方がいいような気がします。

(工藤教育長)

その点については、事務局にも(建築の)専門家もいますし、今回の地震は阪神淡路大震災クラスの地震であったこと、またこれまで耐震化を進めたのもそれらに耐えられることが前提でした。今回の実情を見ても、今のところ県内では大きな被害にはなっていないわけですし、ご指摘の点については一度確認する必要もあろうかと思いますが、今のところ(建物は)耐震性有りという状況になっていると思います。

(工藤教育長)

他にございませんでしょうか。まだ地震は収束していませんので、引き続き警戒しながら安全に配慮していきたいと思います。

平成27年度いじめ解決支援チームの実績報告について

(工藤教育長)

それでは、報告第2号「平成27年度いじめ解決支援チームの実績報告について」樋口生徒指導推進室長から報告いたします。

(樋口生徒指導推進室長)

報告第2号「平成27年度いじめ解決支援チームの実績報告について」報告いたします。

いじめ解決支援チームは2名の臨床心理士を中心に生徒指導推進室指導主事等と活動をしており、昨年度の取扱事案件数は18件、うち解決事案件数15件、事案に伴い関係機関へ出動した件数は102件となっています。取扱事案件数18件を取扱種別毎に分けると、いじめが8件、いじめ以外のものが10件になります。

以上でございます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(林職務代理者)

資料の表の見方を教えていただきたいのですが、平成27年度の取扱事案件数18件には平成26年度からの継続事案が含まれているのですか。また、平成26年度の継続事案3件は平成27年度中に全部解決したのですか。

(樋口生徒指導推進室長)

平成27年度に取り扱った事案には前年度からの継続事案も含まれます。また、平成26年度の継続3件については、2件が解決しています。

大分県いじめ防止基本方針の一部改正について

(工藤教育長)

それでは、報告第3号「大分県いじめ防止基本方針の一部改正について」樋口生徒指導推進室長から報告いたします。

(樋口生徒指導推進室長)

報告第3号「大分県いじめ防止基本方針の一部改正について」3点ほど改正いたしましたので、報告いたします。

1点目、平成28年第1回定例県議会で可決された大分県いじめ問題調査委員会条例が先月3月30日に施行されたことを受け、いじめの再調査を行う「大分県いじめ問題調査委員会」について基本方針に盛り込みました。

2点目は「いじめ解決支援チーム」の名称についてです。先ほど報告いたしましたとおり、いじめ以外の相談が増えていることから、広く対

応するために「生徒指導支援チーム」と名称を変更いたしました。

3点目、平成27年に発生した川崎市の中学生殺害事件を受け、文部科学省が昨年4月から「24時間いじめ相談ダイヤル」を「24時間子供SOSダイヤル」に変更したことから、基本方針においても同様の名称変更を行いました。

以上でございます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(松田委員)

「いじめ解決支援チーム」を名称変更するのであれば、「生徒指導」ではなく「児童生徒支援チーム」の方がよいのではないのでしょうか。一般的に「生徒」というと中学生・高校生ですが、幼児教育も含めて学校教育ですので、「児童」という文言を入れた方がつながりがよいと思いますが、いかがでしょうか。

(樋口生徒指導推進室長)

「生徒指導」という言葉は小学校でも使用されますので、このような名称にしました。

(岩崎委員)

基本方針の一部改正の内容はよいと思います。24時間いじめ相談ダイヤルについてですが、過去の実績というのはどうなっているのでしょうか。

(樋口生徒指導推進室長)

昨年度の件数は122件ですが、無言の電話もありますので、実質的な相談件数は84件です。

(岩崎委員)

いじめ相談ダイヤルへの相談件数が122件で、いじめ解決支援チームの取扱事案件数が18件でした。相談ダイヤルにはいろいろなレベルの相談があると思いますが、ダイヤルにかかった中でチームにつながったものはありましたか。

(樋口生徒指導推進室長)

つながったものはありません。相談ですので、学校名や氏名を言わないことが多くありますが、わかったものについては学校や市町村教育委

員会へつなげるようにしています。

(松田委員)

相手の番号はわかるのでしょうか。

(樋口生徒指導推進室長)

それはわかりません。

(松田委員)

無言の電話であっても、何かあって電話しているのだらうと思います。誰かがいるだけでも安心するケースもあると思いますので、件数に入れる方がよいと思います。

(樋口生徒指導推進室長)

無言のケースは深夜に多くあります。電話をとる相談員もすぐに切らずに、相手が切るのを待って電話を切っています。

(林職務代理者)

相手が非通知にしていない限り、番号はわかるのではないかと思います。

(松田委員)

そこは難しい部分もあるのではないのでしょうか。

無言電話は気にしておく必要があると思いますが、電話はどのように受けていますか。電話をかけてきた相手に対して、まず何と仰っていますか。「いじめ相談ダイヤルです」と言っているのでしょうか。

(樋口生徒指導推進室長)

ダイヤルについては外部へ委託していますので、確認したいと思います。

(松田委員)

相手が話しやすいような対応をお願いします。

平成28年度県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考結果について

(工藤教育長)

それでは、報告第4号「平成28年度県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考結果について」後藤特別支援教育課長から報告いたします。

(後藤特別支援教育課長)

報告第4号「平成28年度県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考結果について」報告いたします。

資料の「1 入学者選考結果」をご覧ください。今年度の入学者選考結果をお示ししています。特別支援学校の入学者選考では、法令に定める障がいの程度であることを志願条件としており、この条件を満たす生徒は合格とすることを基本としています。前年度3月にそれぞれの特別支援学校で前期・後期の入学者選考を実施し、この表に示しましたとおり、16校全体で196名の生徒が合格しました。障がい種別の選考状況を見ますと、学校番号6から16までの知的障がい校の志願者・合格者が多く、11校全体で174名、全体の88.8%にのぼります。中でも、学校番号9の南石垣支援学校、11の新生支援学校、12の大分支援学校の志願者・合格者が、他校に比べて多い状況です。この3校につきましては、年々、高等部に在籍する生徒数が増えている状況です。

続いて資料の「2 特別支援学校高等部(本科)への入学者数推移」をご覧ください。この表は、過去10年間の特別支援学校高等部本科への入学者の推移をお示ししています。本年度は193名で、前年度と比較しますと18名減となっていますが、10年前の平成19年度と比較しますと、この10年間で入学者は約1.4倍に増加しています。

下段の「3」は、知的障がい特別支援学校高等部11校の入学者数推移とその内訳をお示ししています。今年度の174名の入学者の内訳ですが、特別支援学校中学部からの進学生徒は89名であり、例年高い数字で推移しています。その下からは、中学校からの入学者となります。特別支援学級から入学した生徒が77名であり、特別支援学級の在籍生徒総数からみますと、全体の7割強となっています。表からも分かるように、例年、特別支援学級に在籍する生徒の約6割~7割強の生徒が特別支援学校に進学している状況です。また、通常の学級からの進学生徒につきましては前年度より3名の増加となっています。中学校からの入学者につきましては、前年度からは若干減少しましたが、ここ数年緩やかな増加の傾向にあります。

このように、知的障がい児をはじめとして、障がいのある生徒の義務教育終了後の教育の場として特別支援学校高等部を選択する生徒、保護者が増加しています。これは、一人一人の障がいの状態に応じたきめ細かな教育を行うことへの期待が高まっているためと推察しています。

一方、特別支援学校高等部に在籍する生徒数の増加に伴い、学校からは教室が不足している等の声が上がってきています。当課としましては、多様な教育的ニーズに対応できるよう、今後も課題については継続して検討していきながら、各学校での教育の充実に努めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(首藤委員)

教室が不足しているという報告がありましたが、高等部の生徒数が増えているのは特別支援学校での指導体制が整っており、保護者からの期待が高まっているからだと思っています。新生支援学校の児童生徒数が多くなっており、教室が不足していると聞いていますが、解消していくような計画があるのでしょうか。

(後藤特別支援教育課長)

先ほど説明いたしましたとおり、南石垣支援学校、新生支援学校、大分支援学校などで生徒数が増えてきている状況にありますので、次の第三次特別支援教育推進計画へ向けて準備をしているところです。

(首藤委員)

それはいつまででしょうか。

(後藤特別支援教育課長)

現行の第二次計画が平成 29 年度までとなっていますので、平成 30 年度からの第三次計画に取り入れられるよう検討を進めてまいりたいと考えています。

平成 27 年度県立特別支援学校高等部卒業者の一般就労率について

(工藤教育長)

それでは、報告第 5 号「平成 27 年度県立特別支援学校高等部卒業者の一般就労率について」後藤特別支援教育課長から報告いたします。

(後藤特別支援教育課長)

報告第 5 号「平成 27 年度県立特別支援学校高等部卒業者の一般就労率について」報告いたします。

はじめに、卒業生数について説明いたします。資料の左上をご覧ください。平成 27 年度の特別支援学校の卒業生は高等部 177 名、専攻科 3 名の計 180 名でした。そのうち知的障がい特別支援学校の卒業生は 145 名でした。

続いて、特別支援学校における一般就労率について説明いたします。一般就労の定義は、一般の事業所へ就職すること及び就労継続支援 A 型

事業所へ就労することとされています。就労継続支援 A 型事業所とは、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行う福祉サービスのことです。

資料の左上左側の円グラフをご覧ください。平成 27 年度の卒業者のうち一般就労した者は 42 名、一般就労率は 23.3% です。資料の左上右側の円グラフをご覧ください。知的障がい特別支援学校の卒業者は 145 名で、うち一般就労した者は 36 名、一般就労率は 24.8% となりました。

資料右上をご覧ください。就労先としては、製造業やサービス業の業種が多く、合わせるとその割合は 5 割を超えています。とくに自動車部品等の生産工程やスーパー等での商品販売に携わる就職者数が増えています。また、業種に限らず就職先で従事する仕事は清掃や商品陳列といったサービス系の職種が多くなっています。

資料の左下をご覧ください。平成 17 年度からの知的障がい特別支援学校における一般就労率の推移を示しています。4 年連続で上昇していましたが、昨年度は前年度を 4 ポイント程度下回りました。下がった理由として、就職先の決定に際して生活の場も探さなくてはならないような困難なケースが例年よりも多かったこと、働く力はあるものの生活管理等の生徒指導が必要であるため進路決定に至らなかったケースがあったこと、生徒の能力適性等が挙げられます。一般就労率は下がったものの、就労支援事業を開始する前の平成 22 年度からは 10 ポイント以上上昇し、平均すると 25% 程度の一般就労率を維持しています。

資料の右下をご覧ください。左側は知的障がい特別支援学校において一般就労を希望した生徒のうち、どれくらいが希望を達成できたかを示すグラフです。また、右側のグラフは同じく一般就労の希望を達成できた率が 8 割を超えた学校数を示しています。一般就労を希望した生徒の希望達成率は年々向上しており、昨年度は 76.6% でした。希望達成率が 80% を超える学校の数も年々増えてきており、知的障がい校 11 校のうち 8 校が 80% を超えています。

今後も生徒の意欲を喚起するとともに、より一層関係機関との連携を深めるように努めたいと考えています。また、生活の場の確保等、生徒の卒業後の生活に十分対応できるよう、早い時期から進路指導に取り組みたいと思います。

以上でございます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(松田委員)

就職率が非常によくなっていることは大変すばらしいと思います。企業との連携が進んでいるのは、各企業の理解が進んで協力的になっているということだと思います。学校と連携している企業はどれくらいあるのですか。

(後藤特別支援教育課長)

連携している企業というわけではありませんが、知的障がい特別支援学校に6名配置している就労支援アドバイザーが昨年度訪問した企業は1,774社です。こうした取組をきっかけとして、学校と企業が連携を図っています。

平成28年度県立高等学校入学者選抜結果について

(工藤教育長)

それでは、報告第6号「平成28年度県立高等学校入学者選抜結果について」姫野高校教育課長から報告いたします。

(姫野高校教育課長)

報告第6号「平成28年度県立高等学校入学者選抜結果について」報告いたします。

まず、資料1ページの上段「全日制」の表をご覧ください。表の一番上の欄が平成28年度入試における結果、比較としてその下の欄に平成27年度入試の結果、その下の欄には増減した人数を示しています。また、項目として入学定員、推薦入試・連携型入試、一次入試、二次入試の順に人数をまとめています。平成28年度の欄をご覧ください。全体の入学定員は7,600名でした。2月8・9日に実施しました推薦入試・連携型入試では、推薦Aの募集130名以内に対し受験者130名、合格者109名、推薦Bの募集955名以内に対し受験者975名、合格者828名、連携型の募集200名以内に対し受験者119名、合格者118名でした。

次に、3月8・9日に実施しました一次入試は募集人員6,419名に対し受験者6,985名、合格者6,124名でした。

さらに、3月17日に実施しました二次入試では、募集人員306名に対し受験者97名、合格者88名でした。

最終合格者数は7,382名であり、合格者数が入学定員に満たない欠員の人数は218名、学校数は14校でした。

次に、下段の「定時制」の表をご覧ください。推薦入試は推薦Bと爽風館特別入試で実施し、推薦Bの募集24名以内、特別入試の募集98名以内の募集に対し受験者91名、合格者79名、一次入試は、募集人員317名に対し受験者76名、合格者60名、二次入試は、募集人員

257名に対し受験者31名、合格者27名、最終合格者数は166名でした。

続きまして、資料2ページの「平成28年度 大分県立高等学校第一次入学者選抜学力検査結果」について報告します。上の表「学力検査点等の状況」をご覧ください。各教科の平均点、最高点、最低点を国語、社会、数学、理科、英語の順に示しています。全ての教科とも60点満点です。平成28年度の結果は、全体の平均点が134.8点、最高点271点、最低点5点となっています。また、参考として、下の欄に過去4年分の合計平均点を示しています。昨年度の平均点143.7点と比較しますと、今回は8.9点低い結果でした。その下の表「教科別学力検査点の分布状況」をご覧ください。これは、各教科の分布状況を示したものです。

次に、資料3ページ「学力検査合計点の分布状況」をご覧ください。分布の状況は正規分布に近い分布となっています。

出題は各教科の目標に即して適切となるように努めており、基礎的・基本的な学習の成果をみるとともに、思考力、判断力、表現力等の学力が十分に測られるよう問題を工夫しています。結果の詳しい分析は、これから行う予定です。

以上でございます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(首藤委員)

県内の中学校の学力向上は大きな課題であり、その状況を見極める上で、高校入試はそれが最もよくわかる検査と認識しています。検査点の分布状況で見ると、英語では0～9点があまりに多いと思います。毎年入試問題を解いていますが、確かに最後の方の問題は英語では長文、数学ではいくつかの公式を考え合わせるような、ある程度ひらめきが必要な問題ですが、始めの方は基本的な問題なので、授業をしっかりとしていれば0～9点というのはあり得ないのではないかと思います。これについて中学校の学力の状況をどのように把握したか、義務教育課長に教えていただきたいと思います。

(米持義務教育課長)

これにつきましては昨年度から課題意識があり、中学校の授業改善について「3つの提言」を行いました。「3つの提言」につきましては、教育委員会会議におきましても、お示しさせていただきました。いくつかポイントがありますが、例えば本日、全国学力・学習状況調査が行わ

れましたが、数学の問題の中にも健康に関するものや美術に関するもの、あるいは理科や社会に関わるものがあります。教科としては数学であっても内容的には全教科に関わるような内容で、各教員が各教科の専門性を発揮するとともに、教科外の学力向上も行うような観点が大事だと思います。これが欠けているように思いますので、この点を指導してまいりたいと思います。

もう一つは、同じで教科で切磋琢磨する環境が足りないように思いますので、福井県のタテ持ちというやり方を取り入れて、各教員が全ての学年を担当し、お互いに切磋琢磨できるやり方を進めようとしています。日出中学校や附属中学校など、実施している学校がまだ少ないので、校長会議等で呼びかけて、その状況を把握するとともに、県下へ広めていきたいと考えています。

(姫野高校教育課長)

分布状況については、数学は0点が34名もいること、英語は上位者もいるものの一桁の得点が991名いることについて課題を認識しています。現在、小学校、中学校、高校ともに授業改善に取り組んでおり、生徒の意欲を喚起しながら、基礎基本を定着させることが大切だと思っています。また、英語については、「英語教育改善推進プラン」に基づいて、生徒の英語力、教師の指導力の向上に向けて取り組んでまいります。

(松田委員)

中学校の先生から、入試の問題が難しいという話を聞きました。入試問題を高校の先生がつくっているのか、業者がつくっているのかはわかりませんが、入試問題を出す側と中学校の教員が連携してはどうでしょうか。

また、二次入試について、募集人員306名に対して99名しか受験していませんが、この人数の差は何でしょうか。私立高校に進学するのでしょうか、それとも浪人するのでしょうか。

(姫野高校教育課長)

詳しい状況についてはわかりませんが、一般的には私立高校を受験して公立高校を受験しますので、一次入試で不合格になった場合は私立高校へ進学する傾向があるのではないかと思います。

(首藤委員)

先ほど、入試問題が難しかったというような話がありましたが、確かに難しい問題はありましたが、日頃の授業をしっかりとしていればできたと思いますし、中学の先生が入試問題を難しいと言うのはある種の逃げ

や甘えから出た発言ではないでしょうか。中学校はもっと基礎基本の定着を行うべきだと思いますし、中学の指導主事も入ってつくった問題でしょうから、解けなかったことを入試問題のせいにするのはいかなものかと思います。

県立高等学校における個人情報の流出について

(工藤教育長)

それでは、報告第7号「県立高等学校における個人情報の流出について」姫野高校教育課長から報告いたします。

(姫野高校教育課長)

報告第7号「県立高等学校における個人情報の流出について」報告いたします。

県立宇佐高等学校の新2年生クラス分けの検討資料104名分の個人情報が流出しました。流出情報は1年部の学年主任と担任の会議で使用したクラス分けの資料です。内容といたしましては、生徒の番号、氏名、性別、地歴と理科の選択科目、1年次学習成績の順位が記載されたものです。

流出の経緯について説明いたします。3月中旬に特別教室で先ほど説明しました会議を実施し、その教室に会議で使用した資料2枚が置き忘られていたものを生徒が発見、その資料を撮った写真が生徒同士の間で転送されました。4月6日に学校アドレスへ匿名のメールで連絡があり、発覚いたしました。発覚後、流出していた資料を回収し、生徒が所持していた写真データは消去しています。また、ネット上での拡散は確認されていません。

生徒・保護者への対応ですが、7日～9日の間に、同校の教職員が資料に記載されていた生徒宅を訪問し、生徒及び保護者に直接状況を説明し、謝罪しました。また、8日の始業式、11日の入学式で全校生徒に対して状況を説明しました。13日には、2年生全員と個人面談を実施しながら、引き続きフォローにあたっています。

再発防止のため、個人情報の取扱いについて、8日付けで全県立学校に通知を行いました。また、個人情報の取扱い等についての徹底を図る教職員対象の研修を実施するよう通知し、現在実施しているところです。さらに、生徒の情報モラルの育成を図る指導の徹底を行っていきたいと考えています。

以上でございます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある

方はお願いします。

(林職務代理者)

私たちの会議では、個人情報が入った資料は会議後回収するのですが、そこはどうなっていたのでしょうか。

(姫野高校教育課長)

通常、会議は応接室で実施していますが、その日は高校入試業務で、その部屋を使用しており、その日に限って特別教室で会議が行なわれました。普段であれば、回収の手順はパターン化されていますが、今回は特別教室だったということで置き忘れてしまったと聞いています。

(高橋委員)

再発防止と生徒のモラル向上にしっかり取り組んでいただきたいと思います。今回、生徒がLINEを使っていますが、生徒は携帯電話を学校に持って行ってよいのでしょうか。

(姫野高校教育課長)

学校ごとに取扱いについての決まりがあります。多くの学校は、通学中の使用は認めていますが、校内での使用は禁止しています。

(高橋委員)

以前であれば、置き忘れていた資料があったとしても、先生に届けていたように思います。そのようなモラルについても、厳しく生徒に指導していただきたいと思います。

(工藤教育長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行いますが、その前に、公開でその他、何かございませんか。

【その他】

高校生考案スイーツの販売について

(姫野高校教育課長)

「高校生考案スイーツ」の販売について、お知らせがあります。

地元の高校生が考案し、地産地消の一環として県が実施した次世代応援地産地消商品開発コンテストで入賞した作品のレシピを基に、地元のケーキ屋さんが製作した商品が4月29日～5月5日にトキハインダス

トリーあけのアクロスタウンで販売されます。

高校生自身が考案したレシピが商品化、販売されることで、地元の素材、食材により興味をもってもらうことを目的としています。販売される商品は、大分西高校、佐伯豊南高校、大分上野丘高校、竹田南高校の生徒が開発した商品です。

なお、販売に先立って、4月21日16時30分から販売商品のお披露目及び試食会が3階アクロス小ホールで行われ、佐伯豊南高校の生徒が参加します。

以上、お知らせいたします

(工藤教育長)

他にございませんでしょうか。

では、先に非公開と決定しました議事を行いますので、関係課室長のみ在室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

(関係課以外及び傍聴人退出)

【議案】

第1号議案 教職員の懲戒処分について

(工藤教育長)

それでは、第1号議案「教職員の懲戒処分について」提案しますので、藤本教育人事課長から説明いたします。

(説明)

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

それでは、第1号議案の承認についてお諮りいたします。第1号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

(採決)

(工藤教育長)

第1号議案については、提案どおり承認します。

第2号議案 平成28年度大分県教科用図書選定審議会委員の任命について

(工藤教育長)

次に、第2号議案「平成28年度大分県教科用図書選定審議会委員の任命について」提案しますので、米持義務教育課長から説明いたします。

(説明)

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

それでは、第2号議案の承認についてお諮りいたします。第2号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

(採決)

(工藤教育長)

第2号議案については、提案どおり承認します。

【協議】

平成29年度(平成28年度実施)教員採用試験実施要項(案)について

(工藤教育長)

それでは、協議の「平成29年度(平成28年度実施)教員採用試験実施要項(案)について」藤本教育人事課長から説明いたします。

(説明)

(工藤教育長)

ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

それでは、今回の協議の結果も踏まえながら、進めてまいりたいと思います。

平成 29 年度 (平成 28 年度実施) 民間人校長採用選考 (案) について

(工藤教育長)

次に、協議の 「平成 29 年度 (平成 28 年度実施) 民間人校長採用選考 (案) について」 藤本教育人事課長から説明いたします。

(説 明)

(工藤教育長)

ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

よろしいでしょうか。

では、今回の協議の結果も踏まえながら、進めてまいりたいと思います。

大分県社会教育委員の委嘱について

(工藤教育長)

次に、協議の 「大分県社会教育委員の委嘱について」 曾根崎社会教育課長から説明いたします。

(説 明)

(工藤教育長)

ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

今回の協議の結果を踏まえて進めてまいりたいと思います。

(工藤教育長)

それでは、最後にその他、何かございませんか。

ないようですので、これで平成28年度第2回教育委員会会議を閉会
します。

お疲れ様でした。

平成28年度第2回大分県教育委員会会議次第

日時 平成28年4月19日(火)

13:35～15:15

場所 教育委員室

1 開 会

2 署名委員の指名

1 議 題

(1) 議 案

第1号議案 教職員の懲戒処分について

第2号議案 平成28年度大分県教科用図書選定審議会委員の任命について

(2) 報 告

平成28年4月16日発生地震に伴う災害情報について

平成27年度いじめ解決支援チームの実績報告について

大分県いじめ防止基本方針の一部改正について

平成28年度県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考結果について

平成27年度県立特別支援学校高等部卒業者の一般就労率について

平成28年度県立高等学校入学者選抜結果について

県立高等学校における個人情報の流出について

(3) 協 議

平成29年度(平成28年度実施)教員採用試験実施要項(案)について

平成29年度(平成28年度実施)民間人校長採用選考(案)について

大分県社会教育委員の委嘱について

(4) その他

4 閉 会

平成28年4月16日発生の地震に伴う災害情報について（第5報）

平成28年4月18日
15時30分現在
大分県災害対策本部

1. 地震・津波・気象の概要

(1) 地震の概要

平成28年4月16日01時25分発生

震源地 熊本県熊本地方M7.3（暫定）

震度6弱 別府市、由布市

震度5強 豊後大野市、日田市、竹田市、九重町

震度5弱 大分市、臼杵市、津久見市、佐伯市、玖珠町

(2) 津波の概要

発生なし

(3) 気象警報の状況

4/16 20:30 【暴風警報発表】

大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、
豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、姫島村、日出町

4/17 08:25 【暴風警報解除】

大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、
豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、姫島村、日出町

2. 防災体制等

(1) 防災体制

4/14 21:30 県災害対策連絡室設置(平成28年熊本地震に伴う)

4/14 23:40 県災害警戒本部に格上げ

4/16 01:25 県災害警戒本部を県災害対策本部に格上げ

4/16 02:30 第1回災害対策本部会議

4/16 04:30 第2回災害対策本部会議

4/16 15:00 第3回災害対策本部会議

4/17 10:00 第4回災害対策本部会議

4/18 15:30 第5回災害対策本部会議

(2) 職員の派遣

○情報連絡員（1～2名/1組）を県内全市町村に派遣

○災害時緊急支援隊（5名/1組）を別府市と由布市に派遣

3. 原子力発電所の状況

(1) 伊方発電所 異常なし

第1報 4/16 01:54 第2報 4/16 02:59 いずれも愛媛県から受理

(2) 川内発電所及び玄海発電所 異常なし

4/16 02:20 九州電力から受理

4. 県内被害状況

(1) 人的被害 総数24人

・重傷 4人（大分市1, 日田市2, 由布市1）

・軽傷 20人（大分市2, 別府市7, 日田市2, 竹田市1, 宇佐市2, 由布市6）

(2) 建物被害 総数31棟 ※ほか由布市で一部損壊多数（18日から調査中）

○住家 18棟

・半壊 3棟（中津市1, 九重町2）

- ・一部損壊 15棟 (大分市8, 津久見市4, 竹田市1, 日出町1, 玖珠町1)
- 非住家 13棟
 - ・全壊 1棟 (中津市1)
 - ・一部損壊 11棟 (大分市2, 津久見市2, 竹田市5, 杵築市1, 宇佐市1)
 - ・不明 1棟 (中津市1)
- (3) 道路被害 総数186件 【76件】 ※【】内全面通行止め規制中
 - 国道 25件 【7件】 (大分市4【2】 , 日田市10【4】 , 竹田市5【0】 , 由布市3【1】 , 九重町3【0】)
 - 県道 34件 【11件】 (大分市1【0】 , 別府市1【0】 , 中津市1【1】 , 日田市8【0】 , 竹田市4【2】 , 豊後大野市1【1】 , 由布市12【3】 , 九重町3【2】 , 玖珠町3【2】)
 - 市町村道 123件 【56件】 (大分市2【0】 , 中津市4【1】 , 日田市40【20】 , 津久見市1【1】 , 竹田市13【11】 , 杵築市1【0】 , 宇佐市8【7】 , 豊後大野市3【2】 , 由布市40【9】 , 九重町7【3】 , 玖珠町4【2】)
 - 林道 4件 【2件】 (日田市1【0】 , 竹田市1【0】 , 豊後大野市2【2】)
- (4) 河川・港湾被害 総数8件
 - 河川 3件 (別府市1, 由布市2)
 - 港湾 5件 (別府市5)
- (5) ライフライン被害
 - 水道 6市2町
大分市, 佐伯市, 津久見市, 竹田市, 宇佐市, 由布市, 日出町, 九重町
 - 停電 6市2町 (すべて復旧済み)
別府市, 日田市, 中津市, 竹田市, 宇佐市, 由布市, 玖珠町, 九重町
- (6) その他被害
 - ・学校施設 (一部損壊) 46棟
幼稚園2棟, 小学校12棟, 中学校8棟, 高等学校15棟, 特別支援学校7棟
学校給食施設2棟
 - ・社会教育施設 (一部損壊) 20棟
県管理2棟, 市町村管理18棟
 - ・文化財 (一部損壊) 22棟
国指定文化財8件, 国登録文化財3件, 県指定文化財11件
- (7) 避難者数 247人 (最大総数15,731人)
大分市74人, 別府市65人, 臼杵市2人, 竹田市6人, 由布市100人
- (8) 避難勧告等の発令状況
 - 避難準備情報 4市 59,240世帯 140,287人 (全て解除済み)
 - ・日田市 27,093世帯 67,893人 (解除済み)
 - ・竹田市 10,463世帯 23,114人 (解除済み)
 - ・豊後大野市 16,400世帯 38,400人 (解除済み)
 - ・由布市 5,284世帯 10,880人 (解除済み)
 - 避難勧告
 - ・中津市 (深耶馬深瀬集落) 16世帯 27人 (解除済み)

5. 対応状況

(1) 物資支援

○別府市

・別府アリーナ	4/16 05:26	毛布5,000枚、水(2L)5,000本	提供済
	4/16 10:20	アルファ米・レトルカレー10,000食	提供済
		毛布500枚、安眠セット30箱	提供済
		応急セット10箱、ブルーシート31枚	提供済

○由布市

・由布院小学校	4/16 05:30	毛布600枚、水(2L)600本	提供済
	4/16 07:41	水(2L)2,000本	提供済
	4/16 08:45	ブルーシート500枚	提供済
		毛布1,000枚	提供済
		応急セット90箱、安眠セット205箱	提供済
		ブルーシート68セット	提供済
		赤ちゃん用オムツSSサイズ [®] 300枚	提供済
		離乳食150食	提供済
	4/16 09:19	紙コップ、割りばし等6,000セット	提供済
	4/18 11:14	土のう袋 3,000袋	提供済
・湯布院コミュニティーセンター	4/16 07:41	非常用水袋2,000袋	提供済
	18:35	食料1,000食 その他生活用品	提供済
	19:27	オムツMサイズ [®] 162枚	提供済
・庄内庁舎	4/16 05:30	毛布300枚、水(2L)300本	提供済
	4/16 08:45	ブルーシート200枚	提供済
		アルファ米・レトルカレー5,000食	提供済
	4/18 11:14	紙おむつLサイズ [®] 600枚	提供済
・挟間庁舎	4/16 05:30	毛布70枚、水(2L)100本	提供済
・由布院病院	4/16 09:35	食料900食	提供済
○竹田市			
・市役所	4/16 15:50	水(2L)300本、毛布300枚	提供済
○九重町			
・九重町役場	4/16 05:30	水(2L)400本	提供済
		アルファ米・レトルカレー400食	提供済

(2) 自衛隊関係

○自衛隊派遣要請 3市2町

・由布市	4/16 02:33	市から県に派遣依頼	
	4/16 02:52	県から自衛隊(湯布院西方特科隊)に派遣要請	
・日田市	4/16 06:00	市から県に派遣依頼	
	4/16 06:13	県から自衛隊(玖珠第4戦車大隊)に派遣要請	
・九重町	4/16 06:49	市から県に派遣依頼	
	4/16 06:53	県から自衛隊(玖珠第4戦車大隊)に派遣要請	
・別府市	4/16 07:52	市から県に派遣依頼	
	4/16 07:55	県から自衛隊(41連隊)に派遣要請	
・玖珠町	4/16 09:02	市から県に派遣依頼	
	4/16 09:06	県から自衛隊(玖珠第4戦車大隊)に派遣要請	

○特記事項

・海上自衛隊輸送艦「しもきた」により物資を輸送			
	4/16 23:45	物資積み込み終了	
	4/17 00:45	呉出港	

08:40 大在港着岸
11:07 大在港離岸
17:29 別府港着岸
4/18 09:39 別府港離岸
10:30 別府港洋上で中型ヘリにより呉基地から支援物資を
「しもきた」へ空輸開始
・掃海母艦「ぶんご」により物資を輸送
4/18 08:30 呉出港

6. 学校の休校状況等

4/18 臨時休校36校（別府市・竹田市・由布市・九重町・玖珠町）
公立幼稚園9, 公立小学校17, 公立中学校4, 県立高校4, 特別支援学校1
私立高校1)
4/19 臨時休校9校（九重町）
公立幼稚園2, 公立小学校6, 公立中学校1

平成28年4月16日以降発生地震に伴う災害情報について

平成28年4月19日
9時30分現在
児童・生徒対策部

1. 児童生徒等の人的被害

(学校管理下における) 人的被害なし

2. 学校、施設、文化財等の被害状況

(1) 学校

幼稚園	一部損壊	2棟
小学校	一部損壊	12棟
中学校	一部損壊	8棟
高等学校		
県立	一部損壊	9棟
市立	一部損壊	1棟
私立	一部損壊	5棟
特別支援学校	一部損壊	7棟
学校給食施設	一部損壊	2棟

(2) 社会教育施設等

県管理	一部損壊	2棟
市町村管理	一部損壊	18棟

(3) 文化財

国指定文化財	一部損壊	8件
国登録文化財	一部損壊	4件
県指定文化財	一部損壊	13件

3. 学校・施設の休校等

(学校)

18日(月)

臨時休校36校 (公立: 幼9、小17、中4、県立: 高4、特1
私立: 高1)

始業時間繰下4校 (県立: 高2、私立: 中1、高1)

19日(火)

臨時休校32校 (公立: 幼5、小18、中7、県立: 高1、特別支援1)

始業時間繰下等4校 (公立: 小1 私立: 中1、高2)

- 4月17日(日) 爽風館高校 入学式中止
 4月18日(月) 由布市立の全幼(7)小(11)中学校(3) 臨時休校
 4月18日(月)~19日(火)九重町立の全幼(2)小(6)中学校(1)
 臨時休校
 4月18日(月) 別府青山・翔青、由布、玖珠美山、三重総合高校久住校
 臨時休校
 4月18日(月) 由布支援学校 臨時休校
 4月18日(月) 別府溝部学園高校 臨時休校
 4月18日(月) 佐伯豊南高校 時間繰下げ(10:00までに登校)
 4月18日(月) 別府鶴見丘高校 時間繰下げ(10:45までに登校)
 4月18日(月)~20日(水) 大分東明高校、向陽中学校 時間繰上げ等
 (6限目まで)
 4月19日(火) 別府羽室台高校 臨時休校
 4月19日(火) 竹田市立の全幼(3)小(12)中学校(6) 臨時休校
 4月19日(火) 竹田支援学校 臨時休校
 4月19日(火) 竹田南高校 時間繰下げ(20分)
 4月19日(火) 日田市立石井小学校 時間繰下げ(1時間)

(施設)

- 4月16日(土)~17日(日) 県立総合体育館、庄内屋内競技場 臨時休館
 4月17日(日) 県立図書館、先哲史料館、社会教育総合センター 臨時休館
 4月18日(月) 県立図書館、先哲史料館 定期休館日 " "
 社会教育総合センター 臨時休館
 4月19日(火)~24日(日) 県立図書館、先哲史料館 臨時休館
 (25日(月)は休館日)

4. 教育施設等の利用

香々地青少年の家

- A P U 4月16日(土)~17日(日) 中止
 駅館スポーツ少年団 4月16日(土)~17日(日) 中止
 九州スポーツカレッジ 4月18日(月) 4月22日(金)へ延期

九重青少年の家

- 日田高校 生徒が合宿中 16日(土)帰宅
 別府鶴見丘高校 4月16日(土)~18日(月) 中止
 大分鶴崎高校 4月18日(月)~4月20日(水) 中止

社会教育総合センター

- 大分大学付属看護部 4月16日(土) 延期
 土曜陶芸教室 4月16日(土) 延期
 大分BBS連盟 4月16日(土) 延期
 株式会社アベクラ 4月16日(土) 延期
 別府和音会 4月17日(日) 中止
 日本薬局協励会 4月17日(日) 中止
 成重ファミリー 4月17日(日) 中止

子ども将棋ネット	4月17日(日)	中止
ロータリーコール	4月18日(月)	中止

別府市少年自然の家おじか

学校利用者のつどい	4月18日(月)	中止
福岡県椎田中学校	4月19日(火)	延期

のつはる少年自然の家

福德学園	4月16日(土)~17日(日)	中止
------	-----------------	----

ゆふの丘プラザ

藤蔭高校	1年生105名、教員7名が研修中	16日(土)に帰宅
杵築高校	4月18日(月)~20日(水)	中止
安心院高校	4月20日(水)~22日(金)	中止
明豊中学校	4月20日(水)~22日(金)	中止
日田三隈	4月22日(金)~	中止
宇佐高校	4月24日(日)~	中止

マリンカルチャーセンター

中津北高校	合宿中	4月16日(土)帰宅
大分商業高校	4月18日(月)~19日(火)	中止

ソラージュ日出

国東高校	4月19日(火)~	中止
------	-----------	----

5. 学校施設等の避難所の開設

別府羽室台高校(指定避難所)

4月16日(土)開設、17日(日)17時閉鎖

日田林工高校(指定避難所)

日田市から学校への要請あり。17日(日)17時、利用終了を確認

別府鶴見丘高校(指定外)

別府市からの要請を受け16日(土)開設、17日(日)17時閉鎖

6. その他

全国学力・学習状況調査(4月19日実施)

- ・由布市の小学校4校、中学校1校は後日実施
- ・九重町の小学校6校は後日実施か不参加を検討中、中学校1校は後日実施
- ・竹田市の小学校12校、中学校6校は後日実施

実施可否(予定通り実施、後日実施、不参加)は、学校の状況を最優先して市町村教委が判断

旧緒方工業高校体育館の九州電力への貸付

- ・九州電力が熊本への作業員の待機地として使用可能な場所がないか打診
- ・関係部署等との調整後、4月17日(日)現地調査を実施し、貸付を決定

いじめ解決支援チーム実績報告

平成27年度

1 発足 平成25年4月4日

2 チーム構成

県教委 生徒指導推進室長以下5名

支援員 高橋 泰夫（元少年鑑別所所長、臨床心理士）

矢頭 道三（元大分中央児童相談所所長、臨床心理士）

地教委 市町村関係指導主事等

3 支援状況

	H25年度	H26年度	H27年度
全出勤回数(延べ) 事案による関係機関訪問を含む	91回	80回	102回
取扱事案件数	25件	18件	18件
解決事案件数 沈静化を含む	16件	15件	15件
継続事案件数	9件	3件	3件

4 平成27年度における取扱事案

取扱種別		内 訳
いじめ	集団による睨み・無視・悪口	4件
	粗暴行為	2件
	要求行為	2件
その他	万引き等の問題行動	2件
	ADHD、情緒障がい、 愛着障がいに伴う問題行動	3件
	不登校	3件
	その他	2件

教 育 委 員 会	大分県いじめ防止基本方針の一部改正 について	平成 28 年 4 月 19 日 生徒指導推進室
<p>「大分県いじめ防止基本方針」について、以下の理由により一部改正を行ったもの。</p> <p>1 「大分県いじめ問題調査委員会」の登載について</p> <p>いじめにより発生した自殺などの重大事態に関して、学校の設置者又はその設置する学校が主体として行った調査について、知事が必要と認める場合に、当該調査の結果について調査を行う附属機関が「大分県いじめ問題調査委員会条例（平成 28 年 3 月 30 日施行）」の施行に伴い、常設されたことにより基本方針に登載したもの。</p> <p>2 「大分県いじめ解決支援チーム」から「大分県生徒指導支援チーム」への名称変更（平成 28 年 4 月～）</p> <p>いじめのみならず、非行や不登校等、複雑多岐にわたる生徒指導上の諸問題について幅広に学校を支援して行く目的で、平成 28 年度からチーム名の名称変更を行ったことによる。</p> <p>3 「24時間いじめ相談ダイヤル」から「24時間子供SOSダイヤル」への名称変更（平成 27 年 4 月～）</p> <p>文部科学省主導による名称の変更が行われたことによる。</p> <p>【参考】平成 28 年 4 月 1 日からフリーダイヤル化の実施。</p> <p>電話番号 <u>0120</u> - 0 - 78310</p>		

新旧対照表

大分県いじめ基本方針（新）	大分県いじめ基本方針（旧）
<p>第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項</p> <p>(1~4略)</p> <p>5 いじめの防止等に関する基本的な考え方 (1) いじめの防止 (2) いじめの早期発見 いじめの早期発見は、いじめ解決への迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のさまざまな変化に気づく力を高めること、児童生徒が行われたり、大人が気づきにくく判断しているさまに行われたり、児童生徒が無意識に出しているさま、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したり、躊躇したりすることをなく、個人面談や情報収集を行い積極的にいじめを認知することが必要である。</p> <p>いじめの早期発見のため、家庭における早期発見に向けた関わりができるよう保護者への啓発を行うとともに、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査等により、常に児童生徒の状況を把握する体制づくりに努める。児童生徒が困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりや教育相談、<u>24時間子どもSOSダイヤル</u>等の電話相談窓口の周知等とともに、児童生徒や保護者がいじめを訴えやすい体制を整え、県民総ぐるみで児童生徒を見守ることが必要である。</p> <p>(3) いじめへの対処 (略)</p> <p>(4) 地域や家庭との連携 (略)</p> <p>(5) 関係機関との連携 いじめ問題への対応においては、学校や学校の設置者において、いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げ</p>	<p>第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項</p> <p>(1~4略)</p> <p>5 いじめの防止等に関する基本的な考え方 (1) いじめの防止 (2) いじめの早期発見 いじめの早期発見は、いじめ解決への迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のさまざまな変化に気づく力を高めること、児童生徒が行われたり、大人が気づきにくく判断しているさまに行われたり、児童生徒が無意識に出しているさま、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したり、躊躇したりすることをなく、個人面談や情報収集を行い積極的にいじめを認知することが必要である。</p> <p>いじめの早期発見のため、家庭における早期発見に向けた関わりができるよう保護者への啓発を行うとともに、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査等により、常に児童生徒の状況を把握する体制づくりに努める。児童生徒が困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりや教育相談、<u>24時間子どもSOSダイヤル</u>等の電話相談窓口の周知等とともに、児童生徒や保護者がいじめを訴えやすい体制を整え、県民総ぐるみで児童生徒を見守ることが必要である。</p> <p>(3) いじめへの対処 (略)</p> <p>(4) 地域や家庭との連携 (略)</p> <p>(5) 関係機関との連携 いじめ問題への対応においては、学校や学校の設置者において、いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げ</p>

ことが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、そのための情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

また、重篤ないじめ事案に必要な支援を行うため、「大分県生徒指導支援チーム」¹の積極的な活用やスクールカウンセラー等をはじめとした関係機関との情報交換、連携を図るほか、医療機関などの専門機関や法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒及び保護者へ適切に周知したりするなど、医療機関による取組と連携することも重要である。

脚注 1：「大分県生徒指導支援チーム」は、P10を参照

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 県が実施すべき施策

(1) 大分県いじめ対策連絡協議会の設置（略）

(2) 大分県生徒指導支援チーム等の設置

県は、法第14条第3項及び第28条第1項に基づき、いじめ防止対策の在り方や実効性を高めるための調査機関と学校で発生したいじめの重大事態の調査を行うために、「生徒指導支援チーム」に大分県生徒指導支援チーム等（以下「生徒指導支援チーム等」という。）を設置する。

生徒指導支援チーム等の構成

「生徒指導支援チーム等」²とは、県教育委員会に設置された「生徒指導支援チーム」³と「学校問題解決支援チーム」³からなる組織を主体とし、学識経験者等、専門的な知識及び経験を有する第三者や教育委員会、PTA代表者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めるものとする。

生徒指導支援チーム等の機能、役割

ア 県の基本方針に基づく、いじめの防止等の調査や有効な対策を検討するため専門的知見から支援を行うこと。

イ いじめの問題等の未然防止、早期発見等の取組への的確な支援や第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。

ことが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、そのための情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

また、重篤ないじめ事案に必要な支援を行うため、「大分県いじめ解決支援チーム」¹の積極的な活用やスクールカウンセラー等をはじめとした関係機関との情報交換、連携を図るほか、医療機関などの専門機関や法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒及び保護者へ適切に周知したりするなど、医療機関による取組と連携することも重要である。

脚注 1：「大分県いじめ解決支援チーム」は、P10を参照

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 県が実施すべき施策

(1) 大分県いじめ対策連絡協議会の設置（略）

(2) 大分県いじめ解決支援チーム等の設置

県は、法第14条第3項及び第28条第1項に基づき、いじめ防止対策の在り方や実効性を高めるための調査機関と学校で発生したいじめの重大事態の調査を行うために、「いじめ解決支援チーム等（以下「いじめ解決支援チーム等」という。）を設置する。

いじめ解決支援チーム等の構成

「いじめ解決支援チーム等」²とは、県教育委員会に設置された「いじめ解決支援チーム」²と「学校問題解決支援チーム」³からなる組織を主体とし、学識経験者等、専門的な知識及び経験を有する第三者や教育委員会、PTA代表者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めるものとする。

いじめ解決支援チーム等の機能、役割

ア 県の基本方針に基づく、いじめの防止等の調査や有効な対策を検討するため専門的知見から支援を行うこと。

イ いじめの問題等の未然防止、早期発見等の取組への的確な支援や第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。

<p>ウ 学校におけるいじめの事案について、法第24条に基づき調査を行う場合に、必要に応じて専門的知見から助言を行うこと。</p> <p>また、私立学校におけるいじめの事案に対しては、必要に応じて、私立学校主幹部局（生活環境私学振興・青少年課）と協議のうえ、問題の解決に向けた協議を行う。</p> <p>脚注2：「生徒指導支援チーム」とは、公立学校で発生するいじめをはじめとした様々な問題に対して問題解決への支援を行うため、平成28年4月1日、県教育委員会に設置したものの。</p> <p>脚注3：「学校問題解決支援チーム」とは、保護者、地域住民等から公立学校へ寄せられる様々な要望や要求のうち、学校が単独でその対応に苦慮する事案に対し、弁護士、医師、臨床心理士等が適切に対応するために、平成22年9月1日、県教育委員会に設置したものの。</p>	<p>ウ 学校におけるいじめの事案について、法第24条に基づき調査を行う場合に、必要に応じて専門的知見から助言を行うこと。</p> <p>また、私立学校におけるいじめの事案に対しては、必要に応じて、私立学校主幹部局（生活環境私学振興・青少年課）と協議のうえ、問題の解決に向けた協議を行う。</p> <p>脚注2：「いじめ解決支援チーム」とは、公立学校におけるいじめ対応機能の充実を図り、児童生徒のいじめ問題解決の支援を行うため、平成25年4月4日、県教育委員会に設置したものの。</p> <p>脚注3：「学校問題解決支援チーム」とは、保護者、地域住民等から公立学校へ寄せられる様々な要望や要求のうち、学校が単独でその対応に苦慮する事案に対し、弁護士、医師、臨床心理士等が適切に対応するために、平成22年9月1日、県教育委員会に設置したものの。</p>
<p>(3) 再調査のための機関 (略)</p> <p>(4) 基本的施策 いじめ防止等のための基本的施策については、県は次の観点から実施するものである。 財政上の措置等（法第10条関係） いじめに関する通報及び相談体制の整備（法第16条第2項関係） 学校、家庭、地域社会、関係機関、民間団体等との連携（法第17条及び第19条第2項関係） 人材の確保及び資質の向上（法第18条第1項関係） いじめの防止等のための調査研究の推進等（法第20条関係） 広報・啓発活動（法第21条関係） 県の基本方針の内容の点検と見直し（略）</p>	<p>(3) 再調査のための機関 (略)</p> <p>(4) 基本的施策 いじめ防止等のための基本的施策については、県は次の観点から実施するものである。 財政上の措置等（法第10条関係） いじめに関する通報及び相談体制の整備（法第16条第2項関係） 学校、家庭、地域社会、関係機関、民間団体等との連携（法第17条及び第19条第2項関係） 人材の確保及び資質の向上（法第18条第1項関係） いじめの防止等のための調査研究の推進等（法第20条関係） 広報・啓発活動（法第21条関係） 県の基本方針の内容の点検と見直し（略）</p>

<p>重大事態への対処 (略)</p> <p>市町村教育委員会及び市町村が設置する学校に対する指導、助言又は援助</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村教育委員会及び市町村が設置する学校から要請があった場合は、スクールカウンセラー等の心理・福祉等に関する専門的知識を有する者や、いじめの防止を含む教育相談に応じる者、生徒指導支援チームの派遣等必要な措置を講ずる。 <p>私学学校主幹部局の体制 (略)</p> <p>2 学校の設置者（県教育委員会及び学校法人）が実施すべき施策 (略)</p> <p>3 学校が実施すべき施策 学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校設置者とも適切に連携のうえ、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。</p> <p>(1)～(4)略</p> <p>(5) 関係機関との連携 「学校と警察の連絡制度」を積極的に運用するとともに、警察官経験者であるスクールサポーターや県警察フレンドリーサポーター等を通じて警察との情報共有を図るほか、医療や福祉等の専門機関や地域の青少年育成団体等の協力を得ながら、児童生徒の早期の立ち直り支援に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の悩みや相談をより多く受け止めることができようように、PTAや地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築する。 県教育センター教育相談部、24時間子供SOSダイヤル、ネットいじめ相談窓口、大分地方方法務局「子どもの人権110番」など学校以外の相談窓口について周知や広報を継続して行う。 インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果 	<p>重大事態への対処 (略)</p> <p>市町村教育委員会及び市町村が設置する学校に対する指導、助言又は援助</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村教育委員会及び市町村が設置する学校から要請があった場合は、スクールカウンセラー等の心理・福祉等に関する専門的知識を有する者や、いじめの防止を含む教育相談に応じる者、いじめ解決支援チームの派遣等必要な措置を講ずる。 <p>私学学校主幹部局の体制 (略)</p> <p>2 学校の設置者（県教育委員会及び学校法人）が実施すべき施策 (略)</p> <p>3 学校が実施すべき施策 学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校設置者とも適切に連携のうえ、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。</p> <p>(1)～(4)略</p> <p>(5) 関係機関との連携 「学校と警察の連絡制度」を積極的に運用するとともに、警察官経験者であるスクールサポーターや県警察フレンドリーサポーター等を通じて警察との情報共有を図るほか、医療や福祉等の専門機関や地域の青少年育成団体等の協力を得ながら、児童生徒の早期の立ち直り支援に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の悩みや相談をより多く受け止めることができようように、PTAや地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築する。 県教育センター教育相談部、24時間子供SOSダイヤル、ネットいじめ相談窓口、大分地方方法務局「子どもの人権110番」など学校以外の相談窓口について周知や広報を継続して行う。 インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果
<p>重大事態への対処 (略)</p> <p>市町村教育委員会及び市町村が設置する学校に対する指導、助言又は援助</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村教育委員会及び市町村が設置する学校から要請があった場合は、スクールカウンセラー等の心理・福祉等に関する専門的知識を有する者や、いじめの防止を含む教育相談に応じる者、いじめ解決支援チームの派遣等必要な措置を講ずる。 <p>私学学校主幹部局の体制 (略)</p> <p>2 学校の設置者（県教育委員会及び学校法人）が実施すべき施策 (略)</p> <p>3 学校が実施すべき施策 学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校設置者とも適切に連携のうえ、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。</p> <p>(1)～(4)略</p> <p>(5) 関係機関との連携 「学校と警察の連絡制度」を積極的に運用するとともに、警察官経験者であるスクールサポーターや県警察フレンドリーサポーター等を通じて警察との情報共有を図るほか、医療や福祉等の専門機関や地域の青少年育成団体等の協力を得ながら、児童生徒の早期の立ち直り支援に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の悩みや相談をより多く受け止めることができようように、PTAや地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築する。 県教育センター教育相談部、24時間いじめ相談ダイヤル、ネットいじめ相談窓口、大分地方方法務局「子どもの人権110番」など学校以外の相談窓口について周知や広報を継続して行う。 インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果 	<p>重大事態への対処 (略)</p> <p>市町村教育委員会及び市町村が設置する学校に対する指導、助言又は援助</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村教育委員会及び市町村が設置する学校から要請があった場合は、スクールカウンセラー等の心理・福祉等に関する専門的知識を有する者や、いじめの防止を含む教育相談に応じる者、いじめ解決支援チームの派遣等必要な措置を講ずる。 <p>私学学校主幹部局の体制 (略)</p> <p>2 学校の設置者（県教育委員会及び学校法人）が実施すべき施策 (略)</p> <p>3 学校が実施すべき施策 学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校設置者とも適切に連携のうえ、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。</p> <p>(1)～(4)略</p> <p>(5) 関係機関との連携 「学校と警察の連絡制度」を積極的に運用するとともに、警察官経験者であるスクールサポーターや県警察フレンドリーサポーター等を通じて警察との情報共有を図るほか、医療や福祉等の専門機関や地域の青少年育成団体等の協力を得ながら、児童生徒の早期の立ち直り支援に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の悩みや相談をより多く受け止めることができようように、PTAや地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築する。 県教育センター教育相談部、24時間いじめ相談ダイヤル、ネットいじめ相談窓口、大分地方方法務局「子どもの人権110番」など学校以外の相談窓口について周知や広報を継続して行う。 インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果

的に対処することができるよう、児童生徒や保護者に対し、企業やNPO法人等との連携による情報モラル講習や啓発活動を行う。

- ・ 保護者や地域住民の学校運営への参画を促し、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで問題解決する仕組みづくりを推進する。
- ・ 地域で子どもを見守り育てる輪を広げるため、地域交流や職場体験、ボランティア活動等の体験活動や地域の文化芸術等の行事等を通じて地域の方々とふれあう機会を増やす。
- ・ いじめを行った児童生徒に対し教育上必要な指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合においては、いじめが犯罪として取り扱われるべきものとして認めるときは、いじめを受けた児童生徒を徹底して対処する。また、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めめる。

((6) ~ (7) 略)

第3 重大事態への対処

1 学校の設置者（県教育委員会及び学校法人）又は学校による調査

2 調査結果の報告を受けた地方公共団体の長による再調査及び措置

(1) 再調査の実施

- ・ 重大事態の報告を受けた知事は、法第30条第2項の規定及び法第31条第2項の規定により、報告に係る重大事態への対処に必要があるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果に基づき、大分県いじめ問題調査委員会に調査（以下「再調査」という。）を諮問する。
- ・ 調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう留意する。

的に対処することができるよう、児童生徒や保護者に対し、企業やNPO法人等との連携による情報モラル講習や啓発活動を行う。

- ・ 保護者や地域住民の学校運営への参画を促し、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで問題解決する仕組みづくりを推進する。
- ・ 地域で子どもを見守り育てる輪を広げるため、地域交流や職場体験、ボランティア活動等の体験活動や地域の文化芸術等の行事等を通じて地域の方々とふれあう機会を増やす。
- ・ いじめを行った児童生徒に対し教育上必要な指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合においては、いじめが犯罪として取り扱われるべきものとして認めるときは、いじめを受けた児童生徒を徹底して対処する。また、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めめる。

((6) ~ (7) 略)

第3 重大事態への対処

1 学校の設置者（県教育委員会及び学校法人）又は学校による調査

2 調査結果の報告を受けた地方公共団体の長による再調査及び措置

(1) 再調査の実施

- ・ 重大事態の報告を受けた知事は、法第30条第2項の規定及び法第31条第2項の規定により、報告に係る重大事態への対処に必要があるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果に基づき、再調査を行う機関は、専門的な知識又は経験を有し、かつ当該いじめ事案の関係者と直接の間関係又は特別の利害関係を有しない第三者とし、当該調査の公平性・中立性を図り、その

・ 再調査結果についても、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

構成員は、職能団体や大学、学会からの推薦等による弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等とする。

- ・ 調査対象とならない児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査結果についても、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等
 県立学校の場合は、知事及び県教育委員会は、大分県いじめ問題調査委員会の再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。
 私立学校の場合は、知事は、学校法人又は学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずることができよう、適切に対応する。
 なお、県立学校について再調査を行ったときは、個人のプライバシーに配慮のうえ、必要な措置を講じ、知事は、その結果を議会に報告する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等
 県立学校の場合は、知事及び県教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。
 私立学校の場合は、知事は、学校法人又は学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずることができよう、適切に対応する。
 なお、県立学校について再調査を行ったときは、個人のプライバシーに配慮のうえ、必要な措置を講じ、知事は、その結果を議会に報告する。

第 4 その他いじめの防止等のための対策に関する事項

(略)

附 則

この方針は、平成 2 6 年 4 月 1 6 日から施行する。

附 則

この方針は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

資料 重大事態発生への対応（図）

第 4 その他いじめの防止等のための対策に関する事項

(略)

附 則 重大事態発生への対応（図）

平成28年度県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考結果について

1 入学者選考結果

○志願者数は、196名で全員が合格（前期選考：194名、後期選考2名）

学 校 名	学 科 ・ 学 級		合格者数 合 計
	本 科	専攻科	
1 盲学校	普通科	重複障がい	-
	専攻科	保健医療科	2
2 聾学校	普通科	重複障がい	-
		単一障がい	4
	専攻科	産業技術科	3
3 別府支援学校	普通科	重複障がい	5
	普通科	単一障がい(肢体不自由)	2
4 別府支援学校鶴見校	普通科	重複障がい	5
	普通科	単一障がい	-
5 別府支援学校石垣原校	普通科	重複障がい	-
	普通科	単一障がい	-
6 宇佐支援学校	普通科	生活教養科(重複)	3
	普通科	職業生活科(単一)	6
7 中津支援学校	普通科	生活教養科(重複)	4
	普通科	職業生活科(単一)	10
8 日出支援学校	普通科	生活教養科(重複)	1
	普通科	職業生活科(単一)	13
9 南石垣支援学校	普通科	生活教養科(重複)	1
	普通科	職業生活科(単一)	25
10 由布支援学校	普通科	生活教養科(重複)	2
	普通科	職業生活科(単一)	5
11 新生支援学校	普通科	生活教養科(重複)	5
	普通科	職業生活科(単一)	28
12 大分支援学校	普通科	生活教養科(重複)	4
	普通科	職業生活科(単一)	25
13 臼杵支援学校	普通科	生活教養科(重複)	1
	普通科	職業生活科(単一)	6
14 佐伯支援学校	普通科	生活教養科(重複)	1
	普通科	職業生活科(単一)	17
15 竹田支援学校	普通科	生活教養科(重複)	-
	普通科	職業生活科(単一)	6
16 日田支援学校	普通科	生活教養科(重複)	3
	普通科	職業生活科(単一)	8
合 計			196

〈注〉「-」は、志願者がいなかったことを示す。

2 特別支援学校高等部（本科）への入学者数推移

○本年度、入学者は昨年度（211名）より18名減の193名
○平成19年度と比較すると、入学者数は約1.4倍
○知的障がい校の入学者は、昨年度（180名）より6名減の174名

学校種/年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
視覚障がい	0	2	2	2	1	1	3	2	1	0
聴覚障がい	3	8	6	6	6	4	4	2	4	7
肢体不自由	11	7	4	6	6	7	14	6	12	7
病 弱	9	9	11	11	15	9	12	10	14	5
知的障がい	117	118	127	140	141	136	147	144	180	174
計	140	144	150	165	169	157	180	164	211	193

3 知的障がい特別支援学校高等部への入学者数推移

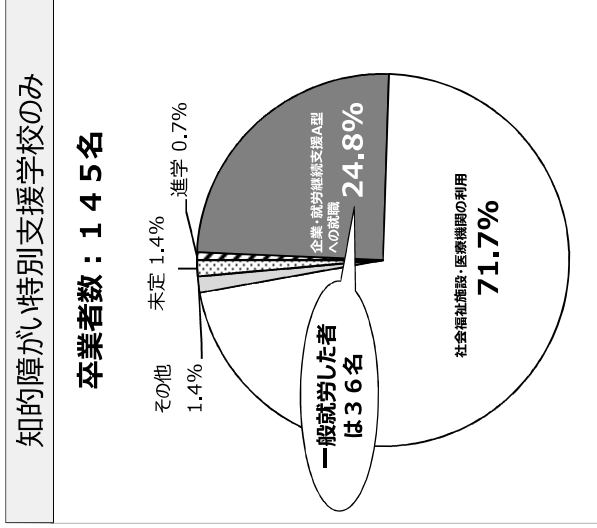
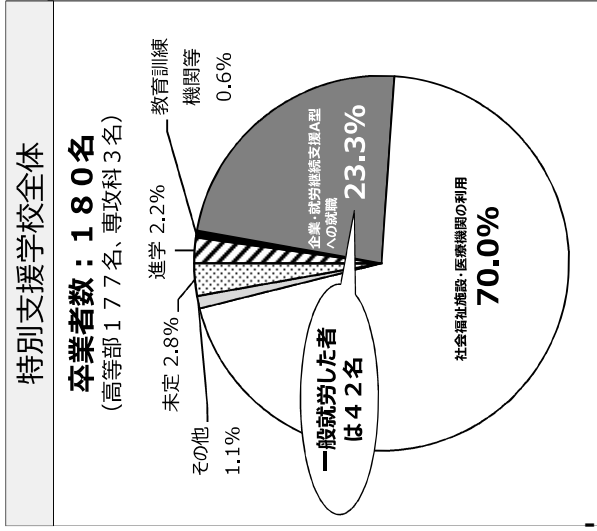
○知的障がい特別支援学校高等部の入学者数は、174名
○特別支援学校中学部からの進学生徒は、例年高い数字で推移
○中学校の特別支援学級（知的障がい学級）に在籍する8割弱の生徒が特別支援学校へ進学
○中学校の通常の学級からの進学生徒は、前年度より3名増加

入学前の在籍 / 年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
特別支援学校中学部から	70	64	75	82	87	78	80	76	91	89
特別支援学級から①	30	46	45	48	40	46	55	53	84	77
前年度在籍生徒総数(中3) (知的障がい学級在籍)②	34	57	50	71	63	70	88	94	112	101
特別支援学校へ 進学した割合(%)①/②	88.2	80.7	90	67.6	63.5	65.7	62.5	56.4	75	76.2
通常の学級から	17	8	7	10	14	12	12	14	5	8
計	117	118	127	140	141	136	147	143	180	174

※平成23年度より特別支援学級増設（5年間で200学級増）

特別支援学校高等部卒業者の進路決定状況

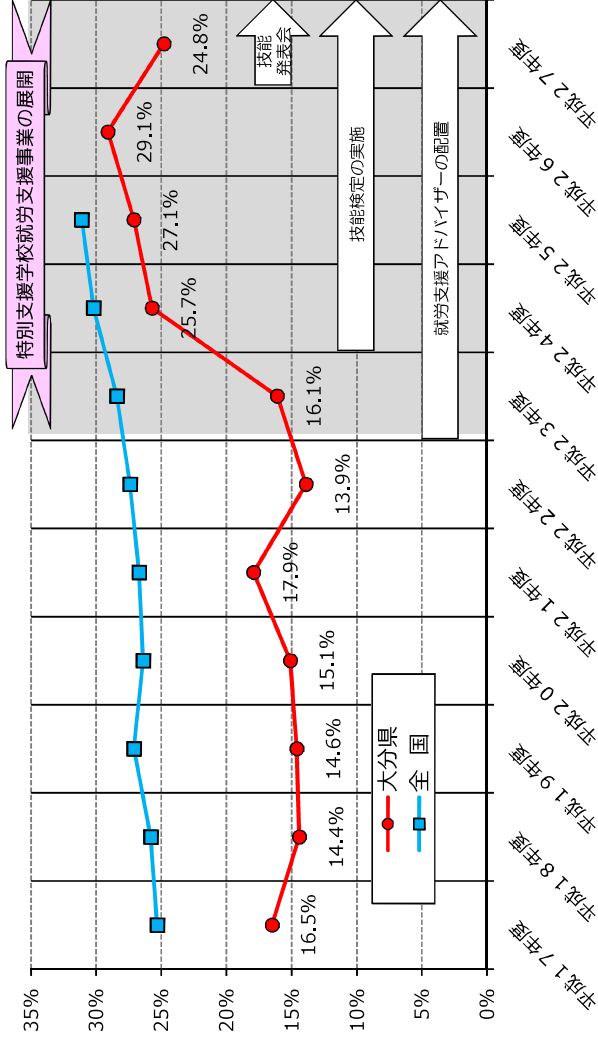
< 卒業生数と進路状況① >



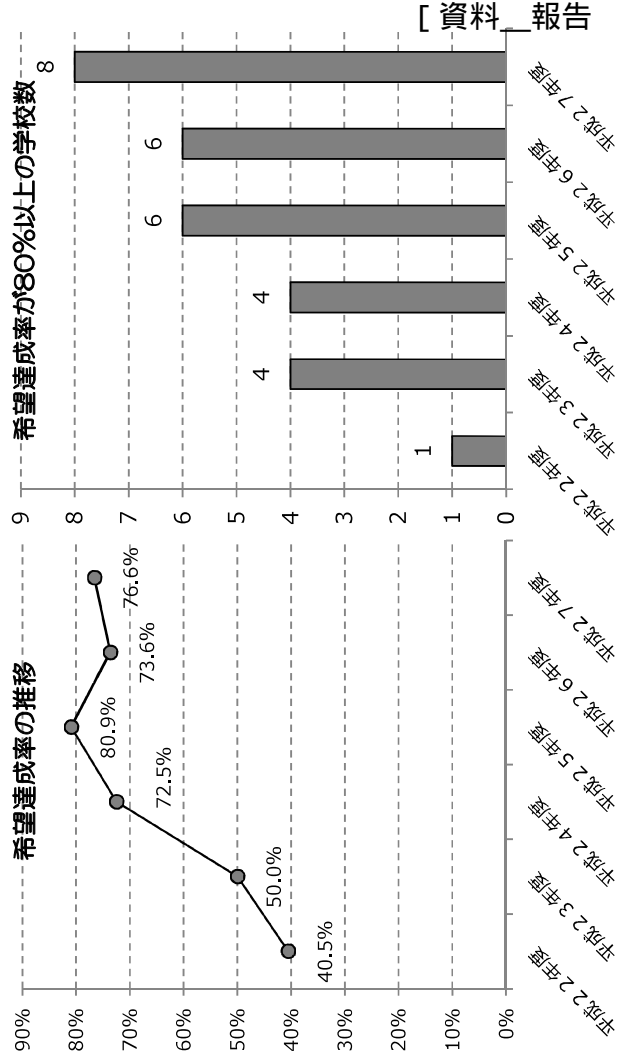
< 卒業生数と進路状況② >

- 【製造業】 31%
- ◇ トヨタ自動車九州(株)・・・聾学校の生徒が生産関連業務に従事
 - ◇ (株)土屋製作 大分工場・・・宇佐支援学校の生徒が塗装のライン作業に従事
 - ◇ 大分デバイステクノロジー(株)・・・新生支援学校の生徒が縫製作業に従事 等
- 【サービス業】 23.8%
- ◇ (株)環境整備産業・・・新生支援学校の生徒が事務の作業に従事
 - ◇ (社)幸福会 ソレイユ・・・大分支援学校の生徒がビルメンテナンス作業に従事 等
- 【卸売、小売業】 19%
- ◇ (株)ダイハツ販売・・・新生支援学校の生徒が洗車等の業務に従事。
 - ◇ (株)マルミヤストア弥生店・・・佐伯支援学校の生徒が精肉部門の業務に従事 等
- 【医療、福祉】 9.5%
- ◇ (社)福一 石垣一橙園・・・附属特別支援学校の生徒が介護補助業務に従事 等

< 知的障がい特別支援学校における一般就労率の推移 >



< 一般就労を希望した生徒のうち達成した者の割合 >



【資料 報告】

平成28年度大分県立高等学校入学者選抜実施結果

[全日制]

項目 年度	入学定員	推薦入試・連携型入試						一次入試				二次入試				最終 合格者数	次員数 (学校数)
		種別	募集人員	志願者数	受験者数	合格者数	募集人員	志願者数	受験者数	合格者数	募集人員	志願者数	受験者数	合格者数	募集人員		
28年度	7,600	推薦A	130	130	130	109	6,419	7,159	6,985	6,124	7,294	306	99	97	88	7,382	218 (14校)
		推薦B	955	977	975	828											
		連携型	200	119	119	118											
27年度	7,760	推薦A	130	157	157	111	6,541	7,181	7,003	6,227	7,433	327	130	127	107	7,540	220 (17校)
増減	△ 160	推薦A	0	△ 27	△ 27	△ 2	△ 122	△ 22	△ 18	△ 103	△ 139	△ 21	△ 31	△ 30	△ 19	△ 158	△ 2
		推薦B	△ 24	△ 126	△ 127	△ 4											△ 3校)
		連携型	0	△ 30	△ 29	△ 29											

※「推薦入試・連携型入試及び一次入試合格者数」には、併設型中高一貫教育による内進生(115人)を含む。

※推薦A：3校4学科(別府翔青高校:グローバルコミュニケーション科、大分舞鶴高校:理数科、芸術緑丘高校:音楽科・美術科)で実施。

推薦B：推薦A実施学科以外の37校(本校35、分校2)で実施。

連携型：安心院高校と由布高校で実施。

[定時制]

項目 年度	入学定員	推薦入試						一次入試				二次入試				最終 合格者数	次員数 (学校数)	
		種別	募集人員	志願者数	受験者数	合格者数	募集人員	志願者数	受験者数	合格者数	推薦入試 及び一次入 試合格者数	募集人員	志願者数	受験者数	合格者数			募集人員
28年度	440 (396)	推薦B	24	0	0	0	317	87	76	60	139	257	34	31	27	166	230 (4校)	
		特別入試	98	92	91	79												
27年度	440 (396)	推薦B	24	2	1	1	317	113	97	71	150	246	31	30	18	168	228 (4校)	
増減	0	特別入試	98	111	108	78												
		推薦B	0	△ 2	△ 1	△ 1	0	△ 26	△ 21	△ 11	△ 11	11	3	1	9	△ 2	2	
特別入試	0	△ 19	△ 17	1														

※入学定員欄の()は、英風館高校の秋季募集人員及び春季転編入学者試験の募集人員を除いた数。

※推薦B：実施校なし

特別入試：英風館高校で実施。

平成28年度 大分県立高等学校第一次入学者選抜学力検査結果

○ 学力検査点等の状況

		平均点	最高点	最低点
教 科	国 語 (60点満点)	26.0 点	57 点	0 点
	社 会 (60点満点)	31.5 点	59 点	0 点
	数 学 (60点満点)	25.5 点	57 点	0 点
	理 科 (60点満点)	26.9 点	56 点	0 点
	英 語 (60点満点)	24.8 点	60 点	0 点
学力検査 合計 (300点満点)		134.8 点	271 点	5 点

参 考	平成27年度 学力検査合計平均点 (300点満点)	143.7 点
	平成26年度 学力検査合計平均点 (250点満点)	115.3 点
	平成25年度 学力検査合計平均点 (250点満点)	120.2 点
	平成24年度 学力検査合計平均点 (250点満点)	132.0 点

○ 教科別学力検査点の分布状況

得点 教科	60	59~50	49~40	39~30	29~20	19~10	9~1	0	平均点
	国語	0 (0.0)	62 (0.9)	648 (9.2)	1854 (26.3)	2477 (35.1)	1732 (24.5)	287 (4.1)	
社会	0 (0.0)	334 (4.7)	1493 (21.1)	2261 (32.0)	1872 (26.5)	912 (12.9)	184 (2.6)	5 (0.1)	31.5
数学	0 (0.0)	32 (0.5)	554 (7.8)	2073 (29.4)	2404 (34.0)	1464 (20.7)	500 (7.1)	34 (0.5)	25.5
理科	0 (0.0)	55 (0.8)	553 (7.8)	1967 (27.9)	3099 (44.0)	1227 (17.4)	147 (2.1)	2 (0.0)	26.9
英語	3 (0.0)	363 (5.1)	916 (13.0)	1278 (18.1)	1482 (21.0)	2017 (28.6)	989 (14.0)	2 (0.0)	24.8

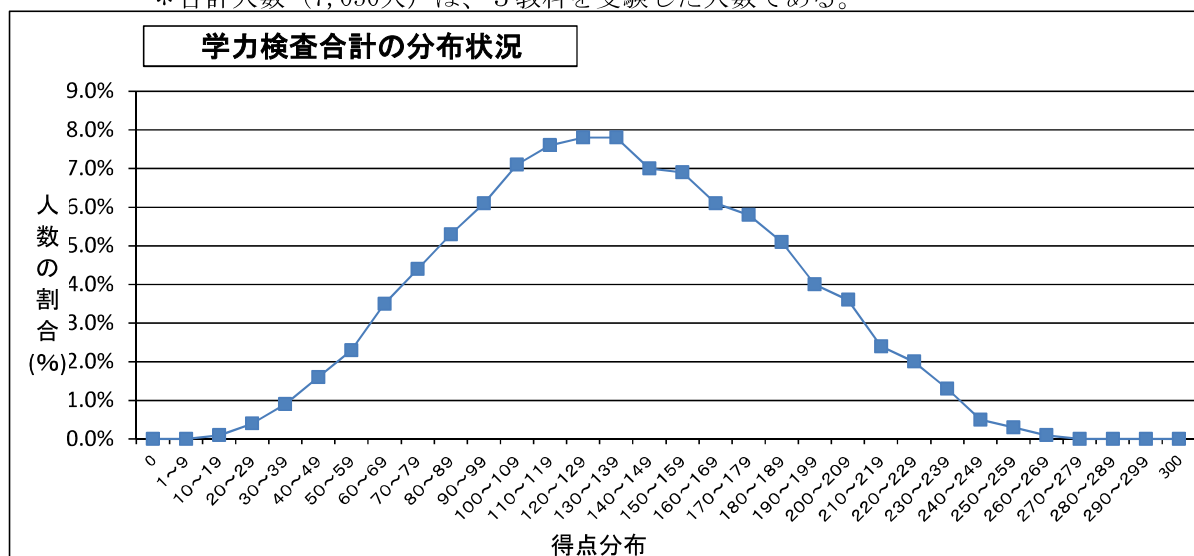
()内は割合 (%)

平成28年度 大分県立高等学校第一次入学者選抜学力検査結果

○ 学力検査合計点の分布状況

得点	合計		累計	
	人数	%	人数	%
300	0	0.0%	0	0.0%
299 ~ 290	0	0.0%	0	0.0%
289 ~ 280	0	0.0%	0	0.0%
279 ~ 270	1	0.0%	1	0.0%
269 ~ 260	5	0.1%	6	0.1%
259 ~ 250	22	0.3%	28	0.4%
249 ~ 240	35	0.5%	63	0.9%
239 ~ 230	90	1.3%	153	2.2%
229 ~ 220	140	2.0%	293	4.2%
219 ~ 210	166	2.4%	459	6.5%
209 ~ 200	255	3.6%	714	10.1%
199 ~ 190	279	4.0%	993	14.1%
189 ~ 180	362	5.1%	1,355	19.2%
179 ~ 170	407	5.8%	1,762	25.0%
169 ~ 160	429	6.1%	2,191	31.1%
159 ~ 150	488	6.9%	2,679	38.0%
149 ~ 140	497	7.0%	3,176	45.0%
139 ~ 130	551	7.8%	3,727	52.9%
129 ~ 120	549	7.8%	4,276	60.7%
119 ~ 110	539	7.6%	4,815	68.3%
109 ~ 100	503	7.1%	5,318	75.4%
99 ~ 90	429	6.1%	5,747	81.5%
89 ~ 80	376	5.3%	6,123	86.9%
79 ~ 70	307	4.4%	6,430	91.2%
69 ~ 60	246	3.5%	6,676	94.7%
59 ~ 50	165	2.3%	6,841	97.0%
49 ~ 40	114	1.6%	6,955	98.7%
39 ~ 30	62	0.9%	7,017	99.5%
29 ~ 20	26	0.4%	7,043	99.9%
19 ~ 10	6	0.1%	7,049	100.0%
9 ~ 1	1	0.0%	7,050	100.0%
0	0	0.0%	7,050	100.0%
合計	7,050	100.0%		

*合計人数(7,050人)は、5教科を受験した人数である。



県立高等学校における個人情報の流出について

H28.4.19

高校教育課

1 概 要

宇佐高等学校の新2年生クラス分けの検討資料である、104名分の個人情報が流出した。

- ・ 3月28日(月)1年部教員が保護者から情報流出の話を聞き、関係生徒から資料1枚を回収し廃棄(4月6日の調査により判明)
- ・ 4月6日(水)午前0時6分に学校アドレスに匿名で、写真データとともに「子供たちの間で画像が出回っている。」内容メールが送信
- ・ 同日、教頭がメールを確認

2 流出情報の内容

1年部の学年主任と担任の会議で使用したクラス分けの資料

新2年生 コースの名簿104名分(新2年生181名中)

生徒の番号、氏名、性別、選択科目(地歴、理科)、1年次学習成績の順位が記載

3 経 緯

3月中旬に、生徒がクラス分け資料2枚を、特別教室の机の中から発見(教員が置き忘れたものと考えられる。)

資料を写真に撮ったものが、生徒同士の間でLINEにより転送

資料を見た生徒が21名、LINEで画像を所持していた生徒が5名

流出した資料は回収し、生徒が所持していた写真データは消去

ネット上で拡散したことについては確認されていない。

(現在のところ、LINEでのみ転送していると考えられる。)

4 対 応

(1) 生徒・保護者への対応

4月7日(木)～9日(土)

資料に記載されていた生徒宅を訪問し、生徒・保護者に直接説明・謝罪

4月8日(金)全校生徒に、始業式で説明・謝罪

4月8日(金)全保護者に対し文書にて、事実報告及び謝罪

4月11日(月)新入生及び保護者に、入学式で説明

4月13日(水)2年生全員に、個人面談

(2) 再発防止

個人情報の取り扱いについて、本日8日付で、全県立学校に通知

個人情報の取り扱い等についての徹底を図る教職員対象の研修を実施

生徒の情報モラルの育成を図る指導の徹底